

「京都な暮らし」Instagramキャンペーンの実施について



令和3年5月31日

公益社団法人京都府観光連盟

公益社団法人京都市観光協会

京都府観光連盟と京都市観光協会では、「京都な暮らし」をテーマとしたInstagramキャンペーンを実施します。

新型コロナの影響で思うように外出や旅行がしにくい状況ですが、京都での日常生活の中で、ふと気づいた季節の移ろいや、美しい景観、暮らしの中の喜び、そして思い出の京都の風景など、「落ち着いたら京都に行ってみようかな」と思っていたいただけるような写真を募集します。素敵な投稿には、もうひとつの京都エリアやとっておきの京都エリアの特産品をプレゼントしますので、周知についてよろしくお願ひします。

- 1 募集期間 令和3年6月1日（火）～ 7月15日（木）
- 2 対象エリア 「もうひとつの京都」エリア ※1
「とっておきの京都」エリア ※2
- 3 賞 海の京都賞、森の京都賞、お茶の京都賞、竹の里・乙訓賞、
とっておきの京都賞 各1点
- 4 実施主体 京都府観光連盟・京都市観光協会

5 実施方法

■投稿いただきたい写真

- ・京都の花や景観
- ・京都での自然とともにある暮らしや伝統的な暮らしの写真
- ・京都らしい季節の食や食材
- ・大切にしている京都の思い出の写真

■指定のハッシュタグ 「#discoveryourkyoto」

■投稿方法等

- ・京都府観光連盟のInstagram公式アカウント「discover_your_own_kyoto」をフォローしご自身のアカウントから指定のハッシュタグを付けて投稿。
- ・写真には、①作品のタイトル、②撮影した場所やその時の印象、その場所への思いなどを添えて投稿してください。
- ・魅力的な写真は、京都府観光連盟の公式Instagramでも公開します。
- ・応募作品の中から、選考により各賞を授与します。

■賞の選定基準

- いいね！の数
- 写真の構図や表現力
- 魅力的なエピソード



■応募に関する注意事項

- 応募者本人が、対象エリアで撮影した写真で未発表のものであること。
- 被写体（人物・建物等）の肖像権侵害に留意し、必要な許諾を得てください。
- 著作権法に違反する写真、公序良俗に反する写真、他人のプライバシーを侵害する写真の投稿は無効とします。
- 肖像権等の第三者の権利侵害やトラブルがあった場合、京都府観光連盟及び京都市観光協会は一切責任を負いません。
- 入賞に関わらず、投稿作品は京都府観光連盟・京都市観光協会及び当連盟が認めた団体等の出版物、ホームページ、広告、宣伝などで使用場合があります。投稿者は著作権法上の権利について国内外を問わず使用を許諾するものとし、著作者人格権を行使しないものとします。
- アカウントが非公開・ハッシュタグが無い投稿は、キャンペーン応募対象外とします。

■問い合わせ先



電話 075-411-9990



電話 075-213-0020

※1 「もうひとつの京都」エリア <https://www.kyoto-kankou.or.jp/>

「海の京都」エリア

丹後地域：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域：福知山市、舞鶴市、綾部市 ※森の京都エリアと一部重複

「森の京都」エリア

南丹地域：亀岡市、南丹市、京丹波町

中丹地域：福知山市、綾部市 ※海の京都エリアと重複

「お茶の京都」エリア

山城地域：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、

宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

「竹の里・乙訓」エリア

乙訓地域：向日市、長岡京市、大山崎町



※2 「とっておきの京都」エリア <https://totteoki.kyoto.travel/>

「伏見」エリア 酒蔵が建ち並び水辺が美しい港町

「大原」エリア 心落ち着く里山にひっそりたたずむ古刹と名庭

「高雄」エリア 三尾の山々とお寺にあふれる青もみじ

「山科」エリア 疏水沿いの桜トンネルを歩いて寺めぐり

「西京」エリア 静寂に包まれた竹林と寺社を彩る四季の花々

「京北」エリア 日常をはなれ豊かな自然をまるごと体験

